

農産物の販路拡大支援事業実施要領

(目的)

第1条 農産物の販路拡大支援事業（以下「本事業」という。）は、北陸新幹線敦賀開業後、さらに全線開通に向け、県内事業者が行う関西を中心とした県外へのアンテナショップや販売所、飲食店等（年間を通じて常設されるものに限る。以下「アンテナショップ等」という。）の開設を支援することにより、嶺南地域の農産物、林産物、水産物、工芸品等（以下「農産物等」という。）の販路拡大、知名度向上を図り、農産物等の産出を向上させることを目的とする。

2 本事業の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号。以下「交付規則」という。）ならびに地域戦略部未来戦略課所管補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）によるほか、この実施要領の定めるところによる。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は次の各号に掲げる要件を、原則としてすべて満たす者とする。

- 一 嶺南地域内に本社・本店または支店・営業所等を有すること
- 二 嶺南地域の農産物等を継続的に取り扱えること
- 三 直近3年以上において販売店や飲食店等の運営実績があること
- 四 販売や調理に用いる品目数の概ね半数が嶺南地域産であること
- 五 事業実施年度内に営業開始が見込まれること

(事業内容)

第3条 本事業は、県外へのアンテナショップ等開設のための工事または備品導入を行う場合に補助対象とする。

(補助対象経費)

第4条 本事業の補助対象経費は、次の各号に掲げる経費とする。ただし、経費に係る消費税および地方消費税額は補助対象経費から除く。

- 一 アンテナショップ等の店舗整備（新築・改築・増築）のために必要な工事費または工事請負費（土地の購入、整地に要する費用を除く）
- 二 アンテナショップ等の運営に係る備品導入費

2 国、県、市町が行う事業の補助対象となる経費については、対象とはならない。

(補助金額の算定)

第5条 補助金の額は、次表の区分ごとに定める上限額と補助対象経費に補助率を乗じて得た額を比較していずれか小さい方の額とし、予算の範囲内において決定する。

区分	補助率	上限額
店舗売上が年間1億円以上見込まれる場合	1 / 2	5,000千円
上記以外		3,000千円

(補助対象期間)

第6条 本事業の補助対象期間は、交付決定の日から同年度の末日までとする。

(事業採択審査申込書の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、事業採択審査申込書（様式第1号）、事業計画書（様式第2号）および添付資料を、別に定める日までに福井県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

(補助事業の採択基準)

第8条 知事は、前条の規定による事業採択審査申込書の提出があったときは、その内容が補助金交付の目的に適合するものであるかどうかを審査するとともに、次の各号に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で補助対象事業者を決定するものとする。

- 一 過年度における事業実績および事業計画に基づく成長性、継続性
- 二 嶺南地域経済への波及効果見込み
- 三 アンテナショップ等の立地場所

(補助対象の決定)

第9条 知事は、前条の規定による補助対象の審査結果を申請者に通知するものとする。

ただし、申請者への審査結果の通知は、令和元年度においては9月補正予算成立をもって行う。

(補助金の交付申請)

第10条 前条の規定により補助対象の通知を受けた事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、交付規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第11条 知事は、前条の規定により補助金の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付規則第5条および第6条の規定に基づき、補助金の交付決定を行い、交付規則第7条の規定に基づき補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第12条 本事業の交付条件は、次の各号のとおりとする。

- 一 本事業の実施に関し契約を行う場合は、原則として入札によるものとする。ただし、本事業の運営上、入札によることが著しく困難または不適當である場合、その他知事が別に定める場合は、随意契約により行うことができる。
- 二 補助対象事業者は、前号の規定により入札または随意契約により契約を締結したときは、すみやかに契約結果報告書（様式第4号）により、知事あて報告するものとする。
- 三 本事業が予定の期間内に完了しない場合または本事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(内容変更の承認)

第13条 補助金の交付決定を受けた補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、本事業の内容または経費の配分を変更するときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

ただし、次の事項をすべて満たす軽微な変更についてはこの限りではない。

- 一 本事業の効用が減じない変更
- 二 補助対象経費の20%を超える変更以外の変更

(事業の中止または廃止)

第14条 補助事業者は、本事業を中止または廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止(廃止)申請書(様式第6号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、本事業が完了したときまたは補助金の交付決定に係る県の会計年度が終了したときは、交付規則第12条の規定に基づき、本事業が完了した日から起算して1か月以内または交付決定の翌年度4月10日のいずれか早い日までに完了実績報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第16条 知事は、前条の完了実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、補助事業者にその旨通知するものとする。

(補助金の支払い)

第17条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、交付規則第15条の規定に基づき、補助金交付請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第18条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請に係る補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- 一 補助金の交付に関し不正の行為があった場合
 - 二 交付決定に付した条件に違反した場合
 - 三 知事の承認を受けずに本事業を中止(廃止)した場合
 - 四 本事業を遂行する見込みがないと判断される場合
 - 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められる場合
- 2 前項の規定は、補助金の額の確定後においても適用されるものとする。

(補助金の返還等)

第19条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合には、本事業の取り消しに係る部分に関し、その額の返還を、期日を定めて命じることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、交付規則の定めるところにより返還しなければならない。

(加算金および延滞金)

第20条 補助事業者は、知事より前条に基づく補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を命じられた補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

2 補助事業者は、知事から補助金の返還命令を受け、これを納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

3 知事は、前2項においてやむを得ない事情があると認めるときは、加算金または延滞金の全部または一部を免除することができるものとする。

（財産の管理および処分）

第21条 補助事業者は、本事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等を目的以外の用途に使用し、他の者に貸付もしくは譲渡し、他の物件と交換し、または担保に供しようとするときは、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（様式第9号）により、知事の承認を受けなければならない。

3 取得財産等の管理期間は、事業完了年度の翌年度から起算して5年間とする。

4 知事は、前項の期間において必要があると認められる場合は、補助事業者の管理状況を調査することができるものとする。

5 知事は、補助事業者が取得財産等の処分により収入金を得たときは、遅滞なく取得財産等処分による収入金報告書（様式第10号）を提出させるものとする。

6 知事は、第2項の承認をする場合または前項の収入がある場合にあっては、当該取得財産等の残存価額（圧縮記帳を行わない価額）または当該収入金の全部または一部を納付させることができる。

（帳簿等の整備）

第22条 補助事業者は、本事業に係る次の書類を、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

一 補助金交付申請書

二 実績報告書

三 その他本事業に係る経理について収支を明確にした証拠の書類

（事業内容の検査等）

第23条 知事は、本事業の適正を期すため、必要に応じ、補助事業者に対して報告させ、または知事が指定する者により、補助事業者の事務所等に立ち入り、関係帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問することができるものとする。

（事業成果の報告）

第24条 補助事業者は、事業完了年度の翌年度から起算して5年間において、毎年2月末日を期限として、事業成果報告書（様式第11号）を、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定のほか、知事から事業の遂行に関する状況報告を求められたときは、その内容を報告しなければならない。

(廃業する場合の措置)

第25条 補助事業者は、本事業の対象となった事業を事業完了年度の翌年度から起算して5年未満で廃業する場合、知事にその旨を報告しなければならない。その場合、知事は補助事業者に対し、すでに支払った補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(その他の事項)

第26条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年10月5日から施行する。